

個人事業主の皆様へ

番号法施行に基づく総括表提出時の本人確認について

個人事業主の給与支払報告書を市区町村役場窓口へ提出される際は、総括表に記載された個人番号について、所得税同様、事業主の本人確認を行う必要があります。提出の方法により提出時の確認書類が異なりますので、下記のとおり対応頂きますよう御協力をお願いいたします

1 事業主本人が窓口で提出する場合

- ① 個人番号を確認します。いずれか一点を提示ください。

確認書類	・個人番号カード ・通知カード(※) ・個人番号記載の住民票の写し
------	-----------------------------------

- ② 本人確認をします。いずれか一点を提示ください。

確認書類	・個人番号カード ・運転免許証 ・健康保険証 ・旅券 ・伊那市発行の総括表（住所、氏名の印字されているもの） ほか官公庁の発行した顔写真付きの書類など
------	---

※通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る

2 代理権に基づく代理人が窓口で提出する場合

- ① 事業主の個人番号を確認します。いずれか一点のコピーを提示ください。

確認書類	・個人番号カード ・通知カード(※) ・個人番号記載の住民票
------	--------------------------------

- ② 代理人の本人確認をします。いずれか一点を確認書類として提示ください。

代理人が個人の場合	・税理士証票、運転免許証、個人番号カードなど
代理人が法人の場合	・法人確認書類（登録事項証明書など商号、所在地等の記載されたもの） ・提出者と法人との関係を証する書類（社員証など）

- ③ 代理権の確認をします。

確認書類	・委任状、税務代理権限証書など 伊那市発行の総括表（事業主の住所、氏名の印字されているもの）を添付している場合は、代理権を有していると判断し、③代理権の確認類は不要です。
------	--

3 使用者が窓口で提出する場合

1または2にて提示いただく書類のコピーを添付してください。

作成者ではない方（従業員や家族など）が書類を預かって提出する場合は、使用者に該当します。

4 郵送で提出する場合

1または2にて提示いただく書類のコピーを添付してください。

5 eLTAX（エルタックス）で提出する場合

本人確認書類の添付は不要です。

なお、個人別明細書に記載した従業員の個人番号については、本人確認書類の提出は不要です。